

OB/OG 会・同期会等の援助金について

同志社大学理工学部同窓会では、卒業生の親睦を図るため、OB/OG 会や同期会などでの同窓会に補助金を交付致します。

補助金交付要綱につきましては下記の通りです。

尚、補助金の交付につきましては、交付申請書を受理した後、内容を審査の上決定し、申請者へ連絡致します。

理工学部同窓会等補助金交付要綱

第 1 条（目的）

本要綱は、同志社大学理工学部同窓会会則第 3 条の規定に基づき活動する同窓会等の事業（以下、「同窓会等活動」という）を活性化させるための補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（補助対象等）

補助金の交付対象者および交付対象の同窓会等活動は以下のとおりとする。

◆対象者

1. 本会会員（工業専門学校・工学部・理工学部卒業生、工学研究科・理工学研究科修了生、工学部・理工学部旧・現教職員、その他幹事会で認めた者）であること。
2. 実施案内・報告を理工学会・同窓会 HP、同窓会報「DoKo ネット」に掲載する旨を承諾すること。
3. 同窓会当日に会費振込用紙を配布し、〒・住所・氏名・TEL を明記していただくよう呼びかけること。
4. 卒業 5 年未満および卒業 50 年以上の会員以外の年会費納入者に限る。当日振込可。

注 1：その他内容や開催趣旨に判断を要する場合は、その対象の可否を幹事会で判断します。

注 2：本活動補助制度利用にあたり虚偽の内容が判明した際は、補助金の返却を求めます。

注 3：同一会員への補助は年 1 回（会計年度である 4/1～3/31 を 1 年とする）とします。

◆対象の同窓会等活動

1. 同期会
2. OB・OG 会
3. ゼミ同窓会
4. その他、会長が特別に許可した会

第 3 条（補助基準）

補助金額は一名につき一律 2,000 円（振込手数料除く）とする。

第 4 条（補助申請手続き）

1. 同窓会等実施の 1 ヶ月前までに理工学部同窓会事務局宛に「同窓会等開催届」をメール・FAX・郵送のいずれかにて提出する。申請の内容について事務局から代表者（幹事）に問い合わせの連絡をする場合があるため、開催届に記入する電話番号とメールアドレスは日中連絡が取りやす

いものとする。

2. 同窓会終了後、1ヶ月以内に「同窓会等実施報告書兼補助金申請書」を事務局宛にメール・FAX・郵送のいずれかにて提出する。当日の参加者の集合写真を1枚は入れること。また、ゼミ担当教員の参加があった場合は必ず教員が写った写真も入れること。当日の参加者名簿も提出すること。
3. 補助金の支払いは、指定口座への振り込みにて行うこととする。

第5条（補助期間）

補助期間は平成26年7月12日から平成31年3月31日までとする。

延長・廃止をする場合は、幹事会にて審議し、ホームページに公開する。